

対処が必要な事案の類型化について
(前回の意見等の整理)

令和4年12月13日
消費者委員会事務局

○どのような事案に対処が必要か（中間取りまとめ36頁）

多数の消費者に回復困難な被害を発生させる事案の本質としては、典型的には上記第2.5.でも整理したような悪循環に至る構造が指摘できると考えられる。この点、適切な類型化を図る観点からは、更に整理を精緻化するための検討をした上で、既存の制度の運用にもつなげるとともに、足らざる点があればそれを補う制度的な手当の検討にもつなげることが考えられる。

上記第2.5.（中間取りまとめ14頁）

①高配当・高利益が得られることをうたうことによって多数の消費者を強力に誘引し、多数の者から多額の出資金ないし投資を受けるものの、

②事業による利益が上がらずに（当初から利益を上げられる仕組みではない場合もあると考えられる）、約束した配当ないし利益の提供ができない状態になると、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行わざるを得ない状況に陥り、そのために新たな出資者を集め、

③出資が増えるほど、配当ないし利益の提供をしなければならない金額が増えるため、更に出資者を集めて被害が拡大するという悪循環に陥る構造

○金銭的利得による誘引

- ・配当・利息等の経済的利益による誘引は、破綻必至商法の要素（要件）か。
- ・配当・利息ではなく、契約目的物の価値上昇（例、株式の価値上昇）を誘引としている場合はどうか。

●委員の主な意見（第 41 回）

（契約目的物の価値上昇を誘引としている場合はどうか）

- ・契約目的物の価値上昇を目的とする取引は、金融商品として大部分が既に規制を受けているはず（黒木座長代理・議事録 23 頁）。

（配当・利息等の経済的利益による誘引は、破綻必至商法の要素（要件）か）

- ・経済的利得による誘引がなければ、そもそも、消費者は契約しないから、経済的利得による誘引は、要素としては不要ではないか（中川委員・議事録 23 頁）。

○事業の実体

- ・当初から、全くないもの。当初から、本来なければならない規模と比較して著しく過少な規模のもの。途中から、事業が頓挫して過少になるものなど、事例によって事業の実体は異なっている。

●委員の主な意見（第41回）

- ・委任立法で指定などをしていく方式を考えるのであれば、「事業の実体がないのに顧客を勧誘している」という一般的な規定をした上で、典型的なものが挙げられるのであれば、指定していく形はどうか。

金銭的利得による誘引や、消費者から得た出資金の使途は、要素に含める必要はないのではないか（中川委員・議事録23頁）。

- ・実際には、まともに事業をしようと思ったができなくて、最終的に消費者被害を起こしてしまったものをどのように考えるか（大石委員・議事録24頁）。

- ・最初は事業としてそれなりにうまくいくと考えていて、その後、事業としてうまくいかない状態になったということを取り上げるかどうかというのは、ここで直ちに結論的なことを述べることはできない。

仕方なく破綻必至になってしまったというのは、大企業でもあることだ。そうすると、事業の実体がないということを中心・基本として、そういうことを知りながら自転車操業的に顧客を獲得するということを行っている、そういうものを中心に考えていけばいいのではないかと（後藤座長・議事録24頁）。

○消費者から得た出資金の用途

- ・中間取りまとめでは、破綻必至商法の本質的な問題点として、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行うことを指摘した。
- ・実際、本資料で取りあげたほとんどの裁判例でも、上記のような状況に陥っていたことが認定されていることが確認できた。
- ・他方で、オレンジ共済組合事件のように、利息による消費者への誘引はあるものの、現実には、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供をするまでは至っておらず、負債の返済、遊興費、経費等への充当しか認定されていない例もあった。
- ・ここで、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行っていない事案も念頭に置くのであれば、「消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行ったこと」には限定されない要件だてを検討していく必要がある。
- ・しかし、これでは経済的利益が得られることをうたう詐欺行為が広く対象となる可能性がある。

●委員の主な意見（第41回）

（配当への流用は要素かについて）

- ・消費者から集めた金銭を配当に回すということが破綻必至商法の本質的な内容だと考えられるので、配当を出すことによって消費者を信用させたり、より高額投資に誘導したり、新しい顧客を紹介させるということにつながっていくというのが、ここでの特に問題関心として持っているということなのではないか（後藤座長・議事録24頁）。

・配当への流用があるタイミングは、その時点で行政が介入するという、被害がはっきり段階を意味するのではないか。ゆえに、出資金の流用は、要素としては使いにくい気がする（中川委員・議事録23頁）。

（配当への流用に至っていないケースについて）

- ・オレンジ共済については、これを契機として少額短期保険という類型ができ、それについては保険業法上の規制がかかっており、（※事務局注）配当への流用に至っていない具体的事案として、オレンジ共済事件が挙げられているものの、これもそういう特別法があるのではないかと思っている（黒木座長代理・議事録23頁）。